

ご契約者様で被害された方々へ

大雪災害にかかる災害に対する金融上の処置について

今回の連日の豪雪により、災害救助法が適用されました下記の地域につきまして、ご契約者様には、保険金等のお支払いについて迅速にお取扱いをいたします。

なお、下記の地域につきましては現在までの地域をすべて記載しています。

記

1. 災害救助法の適用地域

新潟県

上越市、妙高市、長岡市（旧長岡市、旧中之島町、旧越路町、旧三島町、旧山古志町）、阿賀町（旧津川町）、柏崎市、十日町市、糸魚川市、小千谷市、魚沼市（旧堀之内町、旧小出町）、南魚沼市（旧塩沢町）、湯沢町、津南町

青森県

むつ市、上北郡横浜町内

長野県

北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村内

2. 措置の適用項目

前項に記載しました地域のご契約者様からのお申し出に対する便宜

- (1) 保険証券、届出印等の紛失
- (2) その他の手続等に関する事項

以上

平成 24 年 2 月 7 日
ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
代表取締役 坂 口 明